

# 全国市長会関東支部提出要望

平成31年4月26日

千葉県市長会



## 目 次

<b>第1</b>	<b>都市行財政の充実強化について</b>	<b>3</b>
1	地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて	3
2	特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」などの財政措置のあり方について	4
3	過疎地域に対する特別な措置について	4
4	東葉高速鉄道に対する国の財政支援について	5
5	震災復興特別交付税による措置の延長について	5
6	市町村役場機能緊急保全事業について	5
7	ふるさと納税の返礼品に係る地場産品の考え方について	6
<b>第2</b>	<b>保健福祉行政の充実強化について</b>	<b>7</b>
1	児童虐待防止対策の更なる強化について	7
2	子ども医療費助成制度に係る国の制度確立について	8
3	幼児教育・保育の無償化に係る国の財政負担について	8
4	介護人材の確保について	9
5	生活保護費の一時扶助における家具什器費の見直しについて	9
6	介護・障害福祉・保育の各制度における地域区分の見直しについて	10
7	介護保険の財源となる国庫負担金の充実について	10
8	ロタウイルスワクチンの定期接種化について	11
9	国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除又は軽減について	11
10	地域医療の充実強化について	12

<b>第3</b>	<b>生活環境行政の充実強化について</b> .....	<b>13</b>
1	運転免許証自主返納の促進に向けた環境整備の推進について.....	13
2	所有者不存在の空き家に対する措置について.....	13
3	印旛沼の総合的な対策について.....	14
4	イノシシ等鳥獣被害対策の担い手の育成について.....	14
5	台風被害にあった被災農業者への復旧・復興支援策の早期発動について.....	15
<b>第4</b>	<b>都市基盤の整備促進について</b> .....	<b>16</b>
1	東京湾アクアラインの交通円滑化に向けた取組について.	16
2	北千葉道路の早期事業化について.....	17
3	京葉臨海コンビナートにおける保安業務の効率化・高度化に向けた規制の合理化について.....	17
4	県南・外房地域の道路整備の拡充について.....	18
5	社会資本総合整備計画の推進に係る道路予算の増額と長期安定的な確保について.....	18
<b>第5</b>	<b>教育文化行政の充実強化について</b> .....	<b>20</b>
1	公立学校のエアコン設置に対する国庫補助の拡充について.....	20
2	公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充について.....	20

# 第1 都市行財政の充実強化について

---

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて

平成26年人事院勧告において、地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圏、かつ、社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。

また、地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価や住民の所得水準の要素を十分反映させること。
- (2) 支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。
- (3) 近隣自治体間の支給割合に大きな格差が生じ、市職員をはじめ多岐にわたる分野の人材確保に深刻な影響を及ぼしているなど、特段の事情がある場合には支給割合に係る任意の調整を認めること。

## 2 特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」などの財政措置のあり方について

特別交付税について、項目ごとの配分内訳がすべて明確に示されない現状では、新規対象項目等が追加された場合においても、配分額相当についての増額が実感できない。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) より無駄なく真に必要な事業への配分が可能となるように、全項目ごとの配分額を明示すること。
- (2) 「公的病院等に対する運営助成」のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税ではなく補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。

## 3 過疎地域に対する特別な措置について

国が過疎地域に指定した市町村に対しては、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づく過疎対策事業債の活用をはじめとした特別措置が講じられているが、令和3年3月までの時限立法である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 現行の過疎法の期限終了後も、引き続き過疎地域の振興が図れるよう新たな過疎法を制定すること。
- (2) 新たな過疎法においても、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

#### 4 東葉高速鉄道に対する国の財政支援について

東葉高速鉄道（株）は、建設費の増大により現在でも約2,547億円の有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており、このような経営状況を改善するため、関係自治体等による支援を継続している状況である。

については、新たな資金の投入などをはじめとした抜本的な経営安定化に向けた支援策を講じること。

#### 5 震災復興特別交付税による措置の延長について

「震災復興特別交付税」は、平成27年度までの集中復興期間には全額措置されていた。

また、平成28年度からの5年間は復興・創生期間として被災自治体に一定の負担は求めるものの、十分配慮された復興財源が確保されたが、令和3年度以降の措置は、現在のところ示されていない。

被災自治体では現在も復興事業が継続中のため、令和2年度で震災復興特別交付税措置が終了した場合には、財政運営に多大な影響を及ぼすことが考えられる。

については、令和3年度以降も、引き続き震災復興特別交付税の措置が受けられるよう期限延長の措置を講じること。

#### 6 市町村役場機能緊急保全事業について

一般的に庁舎整備は、地方自治体にとっては多額の財政負担を要する大きな事業であるため、実施プロセスにおいては、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とすることに加え、

中長期的な財政計画を踏まえた上で、適切な実施時期を見極めることが肝要と考えられる。

そうした中、現在は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の影響により建設資材等の価格が高騰しており、その実施時期を見極めるのは難しい状況にある。

については、建設資材等の価格の高騰が解消された際に実施時期の判断を可能とするため、市町村役場機能緊急保全事業の事業期間の更なる延長若しくは恒久化を図るとともに、財政措置についても、緊急防災・減災事業債並みに拡大を図ること。

## 7 ふるさと納税の返礼品に係る地場産品の考え方について

ふるさと納税制度の趣旨は、納税者の「ふるさとへの貢献・応援」であるが、寄附の大部分の動機は「返礼品」が目的となっている。

特にベッドタウンにおいては、自治体内に地場産品が少なく、また、有効な特産品を生み出せていない状況にあり、税収減を強いられている。

そのような中、現在、国では広域連携を推進していることから、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 「地場産品」の対象範囲を単純に「自治体内」に限らず、周辺地域全体での経済成長、共同での地域開発等を促すためにも、近隣地域（隣接都道府県、都道府県内、隣接市町村等）を認めること。
- (2) 近隣地域を対象範囲として認められない場合は、「経済的対価を求めない」純粋な寄附のみを税額控除の対象とし、返礼品はなしとすること。



## 第2 保健福祉行政の充実強化について

---

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 児童虐待防止対策の更なる強化について

児童虐待については、児童相談所及び市町村における児童虐待相談対応件数が年々増加しており、保護者からの虐待により子どもの生命が奪われるという痛ましい事件も発生している。

今まさに虐待を受ける子どもを守るためには、児童相談所のみならず、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、これまで以上に児童虐待防止策を強化する必要がある、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

また、親から子への虐待の連鎖を止めるために、虐待を受けた子どもに対して十分な支援を行うことも必要不可欠である。

については、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 児童相談所や市町村、関係機関、民間団体等の連携と役割分担の明確化を図ることと併せ、警察職員や弁護士等の配置により児童相談所の体制強化を図るための必要な財源を措置すること。
- (2) 児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師及び市町村の子ども家庭福祉に関わる専門職員などの配置について、人材の育成、人材の確保に向けた支援及び財政措置を講じること。

## 2 子ども医療費助成制度に係る国の制度確立について

子ども医療費助成制度は、現在、各都道府県の制度のもと、市町村が独自の上乗せ補助を実施して、子育て世代の経済的負担の軽減、子育て環境の充実を図っているが、各市町村の財政状況等によって、対象となる年齢（学年）や窓口における自己負担金、所得制限の有無等について地域間で格差が生じている。

人口減少や少子高齢化がより一層進展すると見込まれている中、少子化対策は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 全国一律の子ども医療費助成制度を確立し、国と地方が一体となった子育て支援の推進を図ること。
- (2) 義務教育終了までの通院及び入院医療費を対象とした子ども医療費助成制度を確立すること。
- (3) 市町村が単独事業として行っている子ども医療費（未就学児までを除く）及び重度心身障害者（児）医療費の助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

## 3 幼児教育・保育の無償化に係る国の財政負担について

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い実施予定である「幼児教育・保育の無償化」の財源について、初年度は全額国費負担となるが、令和2年度以降は地方負担が生じるため、自治体の財政負担が大きく増加することが懸念される。

については、幼児教育・保育の無償化に係る経費については、地方交付税の交付、不交付に関わらず、すべての地方自治体に対し全額国費とすること。

#### 4 介護人材の確保について

国では、介護職員処遇改善加算を拡充し、介護職員の月額賃金を引き上げるための方策を行ったが、他産業の賃金水準と比較すると安定的に雇用継続できる環境整備には及んでいない。

また、「介護福祉士」の地位の確立を図るなど、介護職の専門性の認知を図る方策を行っているがその効果は十分なものではない。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 介護サービス事業所で勤務する職員が他産業に劣らない雇用条件を確保し得るよう、引き続き介護報酬改定などを行うこと。
- (2) 介護職が高度に専門性を有する職種であるとの認知を促進する広報を行うこと。

#### 5 生活保護費の一時扶助における家具什器費の見直しについて

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、厚生労働省は、冷房器具の購入に必要な経費の支給を平成30年4月1日以降、新規に生活保護受給を開始した被保護世帯についてのみ認めることとしたため、差が生じることとなった。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 平成30年3月31日以前からの被保護世帯についても、冷房器具の購入経費の支給を認めること。
- (2) 夏季加算を新設すること。

## 6 介護・障害福祉・保育の各制度における地域区分の見直しについて

介護・障害福祉の報酬の額や保育の公定価格は、その算定の基礎となる地域区分が各自治体ごとに設定されているが、隣接する自治体間で、ほぼ同一の給与水準や家賃水準であるにもかかわらず、区分が大きく異なるという不合理な状態である。

このような状態は、隣接する自治体に比べ低い区分となっている自治体にとって、慢性的な人材不足である介護・障害福祉・保育の人材確保をより一層困難なものとするなど、各制度のサービス実施における大きな障害となっている。

については介護・障害福祉・保育の各制度における地域区分は、隣接する自治体の状況や地域の特性を踏まえ、著しい地域間格差が生じることのないよう適切な設定とすること。

## 7 介護保険の財源となる国庫負担金の充実について

高齢化の進展に伴い、介護サービス費は増大し、40歳以上の被保険者の介護保険財源維持に係る負担が大きくなっている。

については、今後も更に介護サービス費が増額していくことが見込まれることから、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 介護給付費負担金について、調整交付金を別枠にし、給付費の25%を確実に交付すること。
- (2) 介護保険制度の安定的な継続と、被保険者の負担を軽減するため、国の負担割合を引き上げること。

## 8 ロタウイルスワクチンの定期接種化について

ロタウイルスは、ウイルス性胃腸炎の中で最も頻度が高い原因ウイルスであり、乳幼児を中心に流行し、繰り返し感染する。

先進国では、死亡例は少ないものの、嘔吐・下痢に伴う脱水やけいれん、腎不全、脳症などの合併症により、入院治療に至るケースもあり、また重症性胃腸炎で入院する原因としてロタウイルスが最も多いと言われている。

ロタウイルスの定期接種化については、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で継続して検討が続けられているが、多数の自治体が単独で公的助成を開始している状況である。

については、早期のロタウイルスワクチンの定期接種化を講じること。

## 9 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除又は軽減について

国は少子化対策を講じているが、国民健康保険制度における均等割額は、被保険者一人ひとりにかかり、子どもが多い世帯ほど保険税（料）負担が重くなる仕組みとなっている。

均等割額は、所得等に応じた法定軽減があるものの、被用者保険にはない負担であり、医療保険制度間の公平性を確保する上で、更なる軽減措置を講じる必要がある。

特に低所得者層の多い若者・子育て世帯に対する負担軽減策の拡充・強化は喫緊の課題である。

については、少子化対策及び子育て支援策の観点から、国民健康保険における子どもに係る均等割額について、国の負担による免除又は軽減する制度を創設すること。

## 10 地域医療の充実強化について

全国的に深刻化している医師の偏在化に伴う医師不足の影響により、病院自体の縮小・特定の診療科目の休廃止、救急医療からの撤退等といった状態が数年前から日常化しており、医師の確保が大きな課題となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域の医師不足を解消するため、臨床研修終了後の一定期間、都道府県知事が指定する地域病院で勤務することを義務付けるなど、地域医療に従事する制度を創設すること。
- (2) 臨床研修制度については、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に資するよう制度の見直しを図ること。

## 第3 生活環境行政の充実強化について

---

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 運転免許証自主返納の促進に向けた環境整備の推進について

運転免許証自主返納制度は、高齢者を含め、運転免許証所持者の交通事故減少に効果があるものと認識しているが、千葉県全体の返納率は、伸び悩んでいる状況である。

この制度を促進するため、各市で様々な優遇措置を行っているが、全国的な問題であることから、運転免許証自主返納者への優遇措置や交通弱者に対する環境整備を、国や県において包括的に取り組むべきである。

については、国として一体的な施策を講じること。

### 2 所有者不存在の空き家に対する措置について

人口減少や少子高齢化社会の到来により、全国的に空き家が増加している。

こうした状況の中、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたが、所有者等が不存在である場合においては、地方自治体の人的、財政的な負担が多大となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 民法第952条（相続財産の管理人の選任）にある公益の代表である検察官の請求について実態的な整備を行うこと。

- (2) 市町村が民法第952条に係る申立てを行った際の財政支援を行うこと。

### 3 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼は、首都圏を代表する貴重な水辺環境であり、観光・親水・水産等のほか、上水道・工業用水としての水源や治水としても利活用されている。

また、千葉県及び印旛沼隣接6市町では「印旛沼流域かわまちづくり計画」を国土交通省の登録を受け、印旛沼の浄化やまちの活性化への取組を進めている。

しかし、現状はヘドロ等の堆積により、水質の全国ワースト上位となっていることだけでなく、水深が浅くなり貯水能力の低下にもつながっている。

については、印旛沼及び流域の治水や浚渫等の対策を利根川水系河川整備計画へ位置付けることなど、国においても具体的な取組を行うこと。

### 4 イノシシ等鳥獣被害対策の担い手の育成について

多くの市町村は、鳥獣被害の対策として、地元猟友会等にイノシシ等の捕獲等を依頼しているが、猟友会等の高齢化が進行し、増加する被害への対策が追いついていない状況である。

また、増加する農業被害に加え、26年ぶりに岐阜県で発生した豚コレラも、野生のイノシシの媒介が疑われている。

農業被害防止、悪性家畜伝染病予防等の対策が急務となっているにもかかわらず、その対策を担う人材が高齢化により減少している。



については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 鳥獣被害対策を担う人材・組織を育成するための制度の整備及び支援を充実させること。
- (2) 捕獲後の鳥獣の運搬、処分（焼却・埋設等）に対して、施設整備を含む支援を行うこと。

## 5 台風被害にあった被災農業者への復旧・復興支援策の早期発動について

平成30年9月30日の台風第24号により、多くの農業者が甚大な被害を受けたため、現在「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、被災した施設の早期復旧を行い、安定した農業経営が維持継続できるよう取り組んでいる。

一方、国が災害規模を把握し、復旧支援方針・事業内容の決定を発令するまで長い時間を要しているため、活用できなかった農業者も出ている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 被災農業者の災害復旧に係る様々な負担を抑え、出来る限り速やかに経営の維持継続ができるよう支援策の発動までの期間の短縮を図ること。
- (2) 災害規模の把握により発動される被災支援策に併せて、規模に関係なく被災後、直ちに復旧支援できる制度づくりを行うこと。

## 第4 都市基盤の整備促進について

---

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 東京湾アクアラインの交通円滑化に向けた取組について

東京湾アクアラインの着岸地である木更津市金田地区においては、アクアライン通行料金の引き下げ効果や「三井アウトレットパーク木更津」開業以降、大型商業施設等が相次ぎ開業し、まちが賑わいを見せている。

一方で週末には対岸や周辺から訪れる車両により深刻な交通渋滞が発生し、高速バスの定時性が確保できないなどの支障が出ているため、木更津金田インターチェンジ入口への左折レーンの整備などを行ったが、東京湾アクアライン本線の渋滞に起因するため、抜本的な対策には至っていない。

そのため、湾岸道路の整備等により交通ネットワークを強化し、渋滞の抜本的対策が求められている。

については、東京湾岸道路の整備を促進するとともに、東京湾アクアラインを含む交通ネットワーク強化により、アクアライン千葉県側で起こっている渋滞の緩和を講じること。

## 2 北千葉道路の早期事業化について

北千葉道路は、外環道と成田空港を結ぶ新たなアクセスルートとして国際競争力の強化、国土強靱化及び地方創生を実現する基盤となる幹線道路であり、大規模災害発生時においては、緊急輸送路及び避難路としての機能が期待されている。

現在、千葉県は平成30年1月から都市計画変更及び環境アセスメントの手続きを開始し、平成31年1月からは環境影響評価に着手したところである。

については、市川市から鎌ヶ谷市間について速やかに計画を具体化し、国による直轄事業として早期に事業化すること。

## 3 京葉臨海コンビナートにおける保安業務の効率化・高度化に向けた規制の合理化について

京葉臨海コンビナートは、我が国を代表する企業が事業活動を展開しており、地域経済の活性化、市民の雇用、更には財源の確保に大きく寄与する極めて重要な存在である。

立地企業としては、設備要因（設備の老朽化）や人材要因（技術伝承の不足等）による現場の保安力の低下が課題となっており、これらを解消するため、IoT等の先進技術を活用した保安業務の効率化・高度化を図っていく必要があるが、現状の防爆規制が課題の一つとなっている。

については、安全性に配慮しながらも、海外防爆認証機器や非防爆機器の使用に係る規制の合理化について検討するとともに、ドローンの活用等に係る国の統一的な使用指針の作成及び関係機関への周知徹底を図ること。

#### 4 県南・外房地域の道路整備の拡充について

首都圏中央連絡自動車道の開通や館山自動車道の4車線化等、高規格道路ネットワークが強化される中、高速道路の整備が進んでいない県南・外房地域には、インターチェンジアクセスの強化が必要である。

しかし、外房唯一の幹線道路である国道128号は、緊急輸送道路第1次路線として指定されるなど重要な役割を担っているが、海岸部を並行する代替路がないため、切迫する巨大地震や津波等による本路線の寸断は生活圏域の分断や地域の孤立を生むこととなる。

については、高速道路と県南・外房地域を結ぶ広域幹線道路網の強化とともに、地震、豪雨、台風等、近年激甚化する災害に備えたダブルネットワークの構築のため、自然災害の被災リスクの高い国道128号に代わる地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路）の早期事業化を図ること。

#### 5 社会資本総合整備計画の推進に係る道路予算の増額と長期安定的な確保について

住宅ストックの質や住環境の向上、さらに道路整備事業は、少子高齢化・人口減少下におけるまちづくりに必要であり、国土の均衡ある発展等に欠かせない社会インフラである。

については、豊かな住生活の実現や安心安全なまちづくりに向けて、必要な予算を安定的に確保するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 社会資本整備総合交付金の要望額を満額交付すること。
- (2) 国庫補助制度の拡充と海岸部での津波避難道路整備の助成制度を創設すること。

- (3) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の重点配分対象以外の事業における「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等をかさ上げすること。

## 第5 教育文化行政の充実強化について

---

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 公立学校のエアコン設置に対する国庫補助の拡充について

リース方式によるエアコン設置については、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」や「学校施設環境改善交付金」の対象となっていないため、すべての費用が地方公共団体の負担となっている。

については、国庫補助の対象とすることができない場合であっても、交付税措置や新たな仕組みによる財源措置をすること。

また、光熱費についても、多額の費用を要することから、交付税措置等で財源措置を講じること。

### 2 公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充について

自治体が公立小中学校施設の新増築対策等を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の対象範囲及び充当金額について拡充すること。